

留萌のニシン漁のはじまり

天明二年（一七八二）からは江差地方が不漁となった。このため、松前地でニシン漁を営んでいた漁民は松前地から奥地の蝦夷地に出稼ぎするようになっていく。元禄期以前は歌業、磯谷あたりまで出稼ぎし、寛政五年（一七九三）頃までには石狩ま

福士広志

海のふるさと館学芸係長



江戸時代末期の礼受

をのぞいては各場所に場所請負人がおり、彼らがアイヌの人たちを役使して漁業を営んでおり、勝手に場所

このように追い鯨の漁民がだんだん奥地に出稼ぎするようになってきた。これには請負人側にもそれを許す下地があったのである。つまり、場所請負人たちは

まさかおひさま

留萌地方で大々的にニシン漁が解禁されたのは、天保十一年（一八四〇）以降のことである。蝦夷地では初め一般の漁民のニシン漁は松前地と呼ばれた福山（松前）、江差地方に限られていた。このニシン漁のお陰で「江差の春は江戸にもない。」といわれた繁栄を誇っていた。しかし、この繁栄を極めたニシン漁も安永五年（一七七六）には福山地方で不漁となり、天明二年（一七八二）からは江差地方が不漁となった。このため、松前地でニシン漁を営んでいた漁民は松前地から奥地の蝦夷地に出稼ぎするようになっていく。元禄期以前は歌業、磯谷あたりまで出稼ぎし、寛政五年（一七九三）頃までには石狩ま

で漁民の出稼ぎの範囲が広がっていった。これをニシンを追うように奥地に出稼ぎしたので追い鯨と称した。当時の蝦夷地では松前地

で、場所請負人は出稼ぎ漁民にニシン漁の許可を与え、代わりに漁獲物の二割を漁民から徴収することができた。これを「二八取り」といった。

各場所のアイヌの人たちを労働力として使ってきたが、過酷な労働と和人の持ち込んだ天然痘などの疫病により、アイヌの人たちの数が減ってきたという理由があった。また、天保年間の大飢饉により奥羽地方が大きな被害を受けて、蝦夷地への移住者が増えたことにもよる。

このような理由から天保十一年（一八四〇）に日本海北部の場所請負人であった栖原、伊達は雄冬岬以北の出稼ぎを認めてくれるように松前藩に嘆願書を提出し、認められた。これ以後増毛留萌地方への一般漁民の出稼ぎが始まるのである。



これから何がはじまるのかな？



わたしも“るもい”の未来を考えているのヨ！



お姉ちゃんあの人だ〜れ？

まちのこどもたち

さわやかにお母さんと散歩



ぼくはそば通です！



どうだ！ぼくのすべりは



外での授業は楽しいナ！